

令和5年 昭和村公告第3号

入札公告

昭和村役場新庁舎建設工事（第二期工事）について、次のとおり一般競争入札に付するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6の規定に基づき公告します。

なお、本案件は、自治令第167条の5の2の規定に基づき一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせる条件付一般競争入札において、入札参加資格の審査を入札前に行う競争入札です。

令和5年2月1日

昭和村長 堤 盛 吉

記

1 担当部局

〒379-1298

群馬県利根郡昭和村大字糸井388番地

群馬県利根郡昭和村役場 総務課

電話 0278-24-5111

2 工事概要等

- | | |
|-------------|--|
| (1) 工 事 名 | 昭和村役場新庁舎建設工事（第二期工事） |
| (2) 工 事 場 所 | 利根郡昭和村大字糸井地内 |
| (3) 工 事 概 要 | 建築一式工事 |
| (4) 工 期 | 約12箇月（令和5年3月中旬から令和6年3月）
※工期は昭和村議会議決の日からとする。 |
| (5) 最低制限価格 | 有（昭和村最低制限価格制度実施要領第3条第2項の規定による価格） |

3 入札参加形態

特定建設工事共同企業体又は単体による参加

4 入札参加資格

この公告の入札に参加できる者は、昭和村財務規則第117条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、入札の公告の日から開札の日までの期間にわたり、次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、この公告の工事に係る入札参加資格確認通知を受けている者とする。

(1) 共同企業体の結成要件

この工事における共同企業体の結成要件は、次のとおりとする。

ア 構成員数は2者とし、共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）1者と代表者以外の構成員1者の組み合わせとする。

イ 共同企業体の結成は、自由意思にゆだねる自主結成方式とする。ただし、共同企業体の構成員は、同時に他の共同企業体の構成員になることはできない。

- ウ 共同企業体の構成員の出資比率は、30%以上とする。
- エ 代表者は、出資割合が最大のものとする。

(2) 共同企業体の構成員の資格要件

共同企業体の構成員は、次に掲げる共通事項及び構成員の区分に応じ、当該区分に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 共通事項

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- ② 昭和村財務規則第117条第1項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。
- ③ 公告の日から開札の時までの期間に昭和村の工事等請負契約に係る指名停止等の措置要綱第1条に規定する指名停止を受けていない者であること。
- ④ 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた建設業者又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた建設業者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。
なお、②及び③において営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けているときは、それらの措置を引き継ぐ。
- ⑤ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している建設業者であること。(当該保険に加入の義務がない者を除く。)
- ⑥ この工事に係る設計業務等の受託者でないこと又は当該受託者と資本関係又は人的関係がない者であること。
- ⑦ この入札に参加する共同企業体の間に資本関係又は人的関係がないこと。ただし、同一の共同企業体において代表者以外の全ての構成員が資本関係又は人的関係があるときを除く。

イ 代表者

- ① 昭和村に提出した令和3・4年度入札参加資格審査申請書が受理されている者であること。
- ② 利根郡町村または沼田市内に建設業法に基づき設置された本店があること。
- ③ 資格者名簿における『建築一式工事』の総合数値が、750点以上の者であること。
総合数値とは、総合評定値(P)と主観点数を合計した数値をいう。
- ④ 建設業法に基づく『建築一式工事』について特定建設業の許可を受けている者であること。
- ⑤ この公告の工事に対応する許可業種に係る監理技術者(監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者で入札参加資格の申請日前3ヶ月以上継続雇用している者)を工事期間中に専任で配置できること。
- ⑥ 国、地方公共団体、一部事務組合又は独立行政法人のいずれかが発注し、単体または共同企業体代表者として施工し、平成24年4月1日以降に完成引渡しを完了している建築物の『建築工事』の実績を有する者であること。

ウ 代表者以外の構成員

- ① 昭和村に提出した令和3・4年度入札参加資格審査申請書が受理されている者であること。
- ② 昭和村内に建設業法に基づき設置された本店があること。
- ③ 『建築一式工事』の総合数値が650点以上(Bランク以上)であること。総合数値とは、総合評定値(P)と主観点数を合計した数値をいう。

(3) 単体の資格要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- ② 昭和村財務規則第117条第1項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。
- ③ 公告の日から開札の時までの期間に昭和村の工事等請負契約に係る指名停止等の措置要綱第1条に規定する指名停止を受けていない者であること。
- ④ 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた建設業者又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた建設業者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。
なお、②及び③において営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けているときは、それらの措置を引き継ぐ。
- ⑤ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している建設業者であること。(当該保険に加入の義務がない者を除く。)
- ⑥ この工事に係る設計業務等の受託者でないこと又は当該受託者と資本関係又は人的関係がない者であること。
- ⑦ 昭和村に提出した令和3・4年度入札参加資格審査申請書が受理されている者であること。
- ⑧ 利根郡町村または沼田市内に建設業法に基づき設置された本店があること。
- ⑨ 資格者名簿における『建築一式工事』の総合数値が、950点以上の者であること。
総合数値とは、総合評定値(P)と主観点数を合計した数値をいう。
- ⑩ 建設業法に基づく『建築一式工事』について特定建設業の許可を受けている者であること。
- ⑪ この公告の工事に対応する許可業種に係る監理技術者(監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者で入札参加資格の申請日前3ヶ月以上継続雇用している者)を工事期間中に専任で配置できること。
- ⑫ 国、地方公共団体、一部事務組合又は独立行政法人のいずれかが発注し、単体または共同企業体代表者として施工し、平成24年4月1日以降に完成引渡しを完了している『建築工事』の実績を有する者であること。

5 入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期間及び方法

- (1) 提出期間 令和5年2月1日(水)～令和5年2月20日(月)
午前9時から午後5時まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後1時までの時間を除く)
- (2) 提出場所 〒379-1298
群馬県利根郡昭和村大字糸井388番地
群馬県利根郡昭和村役場 総務課
電話 0278-24-5111
- (3) 提出方法 **申請書及び資料は、直接持参するものとし、郵送又は電送によるものは認めない。**

(4) 提出書類

<共同企業体の場合>

- ① 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書
- ② 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- ③ 特定建設工事共同企業体誓約書
- ④ 特定建設工事共同企業体委任状
- ⑤ 特定建設工事共同企業体使用印鑑届

- ⑥経営規模等評価結果通知書の写し
- ⑦配置予定技術者等の資格調書（工事）
- ⑧同種又は類似工事の施工実績調書
- ⑨資本関係・人的関係調書

<単体の場合>

- ①競争入札参加資格審査申請書
- ②経営規模等評価結果通知書の写し
- ③配置予定技術者等の資格調書（工事）
- ④同種又は類似工事の施工実績調書
- ⑤資本関係・人的関係調書

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年3月3日（金）午前9時
- (2) 場所 昭和村役場 第2会議室

7 落札者の決定方法

開札後、昭和村財務規則第119条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で昭和村最低制限価格制度実施要領第3条第2項の規定により設けた最低制限価格以上の有効な入札を行った者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

8 工事に関する特記事項

本契約の日から4月上旬までの間に、仮囲いを設置すること。

9 その他

この入札に係る詳細は、入札説明書による。